

第7章 多摩地区の水道

1 都営水道26市町の水道事業の現況

(1) 都営一元化と事務委託解消

多摩地区の25市町の水道事業は、「多摩地区水道事業の都営一元化基本計画」（昭和46年12月策定）に基づき都営一元化され、直接住民に関係する水道業務は各市町に事務委託されてきた。

しかし、この制度では広域水道としてのメリットが十分に発揮されないため、平成15年6月「多摩地区水道経営改善基本計画」を策定し、順次事務委託の解消と業務の都への移行を進めてきた。

その結果、平成23年度末には、25市町への事務委託を完全に解消し、多摩地区水道は名実ともに都営水道として新たな歩みを始めた。

なお、奥多摩町の水道事業については、事務委託を行わず、平成22年4月1日に都営一元化した。

表2-17 都営水道25市町及び多摩ニュータウンの事業現況

(令和4年3月末現在)

事務委託 解消年度	都営一元化 年月日	市町名	給水区域 面積 (km ²)	給水区域 内人口 (人)	給水人口 (人)	給水 普及率 (%)	給水件数 (件)
平成 16年度 17年度	昭和 48.11.1	武蔵村山市	14.33	70,456	70,456	100	33,344
	49.6.1	多摩市	20.55	145,897	145,897	100	78,066
		瑞穂町	14.75	31,458	31,458	100	16,296
18年度	48.11.1	小平市	20.51	198,633	198,633	100	99,401
		東大和市	13.42	83,682	83,682	100	41,241
	50.9.1	府中市	29.43	262,610	262,610	100	136,594
		東久留米市	12.88	115,316	115,316	100	55,949
19年度	48.11.1	狛江市	6.39	84,425	84,425	100	46,111
	49.6.1	小金井市	11.30	127,186	127,186	100	68,771
		日野市	27.55	190,503	190,503	100	98,081
		東村山市	17.14	152,003	152,003	100	75,343
	50.2.1	清瀬市	10.23	76,155	76,155	100	37,592
	(注3)	あきる野市	35.31	78,931	78,931	100	37,228
	(注4)	西東京市	15.75	207,207	207,207	100	105,181
51.2.1	日の出町	13.50	16,864	16,864	100	7,535	
20年度	50.2.1	町田市	71.55	432,682	432,663	100	211,169
		国分寺市	11.46	130,821	130,821	100	69,821
		福生市	6.84	55,640	55,640	100	31,716
	51.2.1	八王子市	125.57	578,927	578,890	100	296,359
57.4.1	立川市	24.18	184,343	184,343	100	102,689	
21年度	50.2.1	国立市	8.15	76,905	76,905	100	43,645
	52.4.1	青梅市	35.35	131,998	131,997	100	65,507
		調布市	21.58	243,372	243,372	100	131,260
23年度	昭和 49.6.1	稲城市	16.45	94,133	94,133	100	43,982
	平成 14.4.1	三鷹市	16.42	195,624	195,624	100	103,639
(注1)	平成 22.4.1	奥多摩町	11.11	4,527	4,527	100	3,013
(注2)		多摩ニュータウン	(27.51)	(194,004)	(194,004)	(100)	(132,030)
26市町合計			611.70	3,970,298	3,970,241	100	2,039,533

(注1) 奥多摩町については、平成22年4月に都営水道に統合したが、事務委託は行っていない。

(注2) 多摩ニュータウンは、八王子市、多摩市、稲城市及び町田市に含まれており、()内に内書き表示。

(注3) 平成7年9月1日付で秋川市と五日市町が合併し、あきる野市となった。秋川市は昭和50年9月1日、五日市町は昭和51年2月1日に都営一元化。

(注4) 平成13年1月21日付で田無市と保谷市が合併し、西東京市となった。保谷市は昭和49年6月1日、田無市は昭和50年2月1日に都営一元化。

(2) 都移行業務の執行体制

事務委託解消により市町から都に移行された業務については、多摩お客さまセンター及びサービスステーションを開設するなどして、都としての執行体制を整えるとともに、政策連携団体を活用することで、公共性を確保しつつ、効率的な事業運営を目指している。